

## 審 議 結 果

次の審議会等を下記のとおり開催した。

審議会等名称	かながわ国際政策推進懇話会（第12期・第5回）		
開催日時	2017（平成29）年1月26日 木曜日 10：00から12：00		
開催場所	県民センター 第一会議室		
出席委員 会長 副会長	大橋 正明、金井 克之、二見 稔、山内 涼子、倉科 和子、 モラレス ハメイ、山本 正夫、 山中 悦子、新倉 久乃、 二文字屋 修（計10名）		
次回開催予定日	未定		
問い合わせ先	所属名 担当者：国際課企画グループ 白庭 電 話 番 号：045-210-3748		
下欄に掲載するもの	議事録要約	要約した理由	会議の決定による
審議経過	<p>1 かながわ国際施策推進指針の改定について 2 多文化共生社会づくりマイスター制度構想について</p> <p>【配付資料】 資料1-1 「かながわ国際施策推進指針」の改定素案について 資料1-2 かながわ国際政策推進懇話会における意見対応状況 資料1-3 かながわ国際施策推進指針（改定案） 資料2 「かながわ多文化共生社会づくりマイスター制度」構想について</p>		

## 【発言記録】

### グローバル戦略担当部長あいさつ

本日はお忙しい中、また朝早く寒い中お集まりいただきましてありがとうございます。今年になりまして、米国のトランプ政権発足、イギリスのEU離脱、ヨーロッパで排外主義的な動きが台頭してきている中で、国際情勢の動きが速まっているという状況にあります。そうした中で、そうした動きに合わせて、変わっていかねばいけないこと、また決して変えてはいけなことがあると思います。これまで、皆様にご議論いただいております、国際施策推進指針についてもこうした動きの中の一つだと思っております。これまでも色々なご意見をいただきました。またパブコメを実施し、県民の方々からもご意見をいただいております。本日はこのメンバーで実施する最後の懇話会ということにもなりますので、指針について、また政策をこれからどうしていったらいいかということも含めて、忌憚のないご意見をいただければと思います。どうぞ宜しくお願いいたします。

### 欠席委員紹介

#### (事務局)

本日は、塩屋委員、坪谷委員、大津委員、村井委員がご都合つかず、ご欠席となりました。

### 1 議題

#### (1) かながわ国際施策推進指針の改定について

#### (大橋会長)

状況が色々変わっておりますので、それに合わせた出来る限りのことをしていきたいと思っております。今回のテーマは前半でかながわ国際施策推進指針について、後半で多文化共生社会づくりマイスター制度という新しい提案について議論したいと思っております。また、今回が最終回ということで最後に皆様から一言ずついただきたいと思っております。まずは、かながわ国際施策推進指針の改定についての議論をするにあたり、事務局から資料について説明をお願いいたします。

#### (事務局)

まずお手元資料1-1をご覧ください。これまで、まず骨子案、秋には素案ということでご審議いただいておりますので、概ねご承知いただいているかと思っております。現行の第3版が平成24年3月に策定され、これを改定しようといった時で3年経過していました。実際にはこの3月に改定予定ですので、現行から4年経過することになります。その間、冒頭部長や会長からもお話がありましたが、国際情勢が変化していることも踏まえ、懇話会で、また県議会でもご意見をいただいております。また、昨年10月末から12月にかけて、県民の皆様へ素案をお示しして広く意見募集し、その意見を参考に最終的な改定案をとりまとめたところです。次に2の改定素案に対する県民意見募集の結果です。最終的に意見数が増えるかもしれませんが、個人の方、団体の方から157件のご意見をいただいております。県民意見募集は、計画を立てる時や施策を練る時に行いますが、場合によっては1件も意見がないこともあり、この157という数字は関心が高かったのではと思います。(3)には、主な意見を次のページにかけて記載しております。一番意見が多かったのは、「基本目標1」の「多文化共生の地域社会づくり」の部分です。簡単にご説明しますと、「外国にルーツのある子どもたちが、夢を持って成長していけるよう、環境整備して欲しい」、「これまでの様々な外国籍県民を受け入れてきた経験を生かし、新しい国から来日する人達も安心して生活できる仕組みを充実してほしい」などの意見がありました。また「基本目標2」の「神奈川の強みを生かした国際展開」では、県内には鎌倉、横浜など世界的な観光地を有する神奈川県と当該市町村との具体的な連携の在り方についても施策の中で触れるべきかと思う」というご意見をいただいております。「基本目標3」の「グローバル人材などの育成」の中では、「日本のことを知らない、本物の交流はできない」ので、まずは日本のことを学ぶのも重要ではないかという意見もいただいております。同様に「基本目標4」の「非核・平和意識の普及」、「基本目標5」の「県民などの国際活動の支援、協働・連携の促進」についても若干のご意見をいただいております。

その他、特定の分野ということではなく、指針全体について、もっと読みやすくした方がいいのではないかと、また、神奈川県はよくやっているというお褒めの言葉もいただいています。最後に外国語による回答もあり、中国語、韓国・朝鮮語が各1件、ベトナム語が3件と、全部で5件のご意見をいただいております。今回意見募集に当たり、素案の概要を10ヶ国語に翻訳してホームページに載せたり、配架もしたりして募集したので、このように外国語でのご意見もいただきました。改定のポイントについては、これまで骨子、素案とご説明してきた内容と大きく変わってはいませんが、現行指針では県が取り組む目標というニュアンスが強かったところ、県だけではなく皆さんでこんな社会づくりをしていくという思いを、基本目標の中に記載したということがポイントになります。県が取り組む施策を5つの基本目標とそれを実現するための16の施策の方向というように整理をして全体を構成しております。改定案全体については、後ほどご説明いたしますが資料1-3にまとめています。今後のスケジュールは、来週後半に庁内各局で政策を担当している課長レベルの会議を開催し、そこで庁内合意を得たいと考えています。2月に開催される県議会の県民・スポーツ常任委員会に成案を報告し、3月中に知事の決裁を経て施行する予定です。続いて資料1-2をご覧ください。前回の懇話会でご指摘いただいたものを、今回の成案でどのように対応しているかを表にしたものです。最初の、日本に来ている研修生や実習生に対して困らないようなセーフティネットが必要だという意見には、法律や労働などの相談窓口の整備に取り組むと記載いたしました。2つめの多文化共生をつくりあげていくときに国籍だけでなく、アイデンティティが問題なのだとか、誰からも排除されず、疎外感を感じることなく暮らせるのが重要ではないかとの複数の意見については、課題のなかで国籍、民族、信仰、文化の違いを越えて多様性を理解すること、また外国にルーツのある方も含めて地域で活躍できる社会づくりをしていきたいとの表現に改めております。3つめの災害への対応については、皆さまからのご指摘で特出ししたところですが、熊本地震だけでなく東日本大震災を契機に取り組んだこともあるということで、東日本大震災と熊本地震を併記する形で作成しております。そして欧米で台頭してきている排外主義的な動きについても、国際的な動きの中で表現するように改めております。次に、法案成立を踏まえて、ヘイトスピーチについてどこまで指針に具体的に盛り込めるのかというご指摘については、ヘイトスピーチという言葉を使い、取り組んでいくという姿勢を示させていただきました。具体的にどこまでやれるのかについては、今後の取組ということになるかと思えます。最後に、県で生まれ育った外国にルーツのある方、たとえば大学生などを育てる施策はないかとのご指摘でした。県の施策の中に大学生を対象にしたものがなく書きにくかったのですが、外からいらっしゃる方だけではなく、県内にいる外国にルーツのある方のスキルアップという意味で施策を掲げさせていただきました。庁内で色々議論してきたものの、現段階で指針の中で具体的に施策や方針を書けなかった部分もありますが、今後この指針に基づいて施策を展開していく中で参考にさせていただきたいと思えます。最後に指針最終案の資料1-3をご覧ください。今までの素案と違うのは、例えば目次を修正し、飾りが付きました。また、3ページ以降の現状と課題のところには、これまで数字だけを示していましたが、経年変化がわかるようにグラフや表などを挿入しました。13ページでは施策の方向を記述しています。基本目標毎に施策の方向を示し、ジャンル分けしております。13ページ中段に施策の展開というところがあり、それ以降から県が取り組んでいる具体的な施策について書き込んでいますが、素案から成案になったときに一番拡充した部分です。ここで、全庁で取り組んでいる内容を、具体的に箇条書きし説明をしています。34ページ以降に全体の施策体系あるいは県内の外国籍県民数など参考となるような資料を後ろに付けさせていただいて、全体を構成しています。以上のように指針をとりまとめさせていただきました。この指針は作って終わりということではなく、実際に施策を展開していくことですので、指針本体だけでなく今後の施策についても皆さんからご意見をいただきたいと思います。事務局からは以上です。

#### (大橋会長)

ありがとうございました。それでは、事務局からの説明を踏まえ、指針の改定に向けた議論に移りたいと思えます。これまでの懇話会での議論を踏まえ、事務局説明のとおり修正・反映された成案になっていると思えますが、現在示されている内容や、今後の施策の展開や取組に関するご意見も含め、委員の皆さまの自由闊達なご意見をお願いいたします。いかがでしょうか。

まず私からお話させていただきます。5ページの外国籍県民相談状況を見ると、スペイン語が圧倒的に多く、以下ポルトガル語、中国語、その他と続いている。一方、37ページの外国人人数の中では10位、11位のインド、ネパールを合わせると約7,000人となりかなりの比率となる。インド人、ネパール人は、本人

は日本語を話せる方も多いが、その家族は日本語も英語も話せない人が多い。父親の力が強く、また、ヒンディー語やネパール語を話せる日本人は少ないと思うので、ご家族で孤立している方が多いと推察している。ご家族の方にはヒンディー語やネパール語があれば相談したいという人もいると思う。意識の問題として、ヒンディー語やネパール語を相談窓口上添えるなど、配慮されるといいと思う。

#### （事務局）

ネパール人は留学生も含め増えています。ネパール語での相談窓口対応のニーズは高まっていますので、考えなければならないと思います。

#### （大橋会長）

ネパール人の95%はヒンディー語だと思います。ヒンディー語でいいかと思います。ただ、ネパール語の方が元青年海外協力隊で話せる方が多いです。

#### （新倉委員）

県で生まれ育った外国にルーツのある大学生を育てるということは、指针对応状況とギャップがあると感じていました。この間に、いわゆる外国につながる子どもの高等教育について研究している人達の話聞く機会がありました。その中で誇らしく思えたことがありました。宇都宮大学に国際研究をするような学科があって、外国につながる子どもを入れる枠を作ったそうです。その学科に入った人が神奈川県出身だったそうです。ただ、そこでの問題は、上の学校に行ってロールモデルになる子どもを育てるというのは、高等学校入学の枠と大学への進学をどう考えるかということだそうです。小中学校で基本的な教育をするのは、市町村の教育委員会ですが、県とは違って縦割りにはしないという基本方針があるので、そこは評価するのですが、高等教育については県でできることが多いと思います。是非宇都宮大学の人にアクセスして、状況を聞くと県の強みが分かると思います。ここの指针对策状況というのが、職業教育になってしまっているのではないのでしょうか。県が関与できる大学は県内保健医療系大学ぐらいしかないかとは思いますが、私立大学でも学生が欲しい社会状況にあるので、神奈川県出身の外国にルーツのある大学生がロールモデルになるような支援を官だけでなく民でもできれば、この指针对応状況がマッチすると思います。

#### （山中副会長）

新倉委員の意見に関連して申し上げます。10年前から8年ほど県立保健福祉大学で授業を持たせていただいております。大学には看護学科、栄養学科、社会福祉学科とリハビリテーション学科があり、学問と職業に直結する技術を学べるところです。最初の何年間かは留学生の受け入れが県予算で実現していて、毎年3～4人の枠があり中国や朝鮮半島からの留学生がいました。3、4年前からは県予算を使って受け入れるという枠がなくなり留学生は0になりました。留学生にとっては学問や技術を学べ、貴重な人材になっていったと思う。一緒に働く仲間も外国にルーツのある方が多くなっていった。10年の間にEPAで看護師や介護士の受け入れが国レベルで始まっていたこともあったと思います。ケアされる側にも外国にルーツのある方が多いので、大学で知識や技術を身につけた外国にルーツのある若者は大変貴重な人材になると思います。このことは他府県にとってもロールモデルになるのではと、新倉委員の話聞いて思いました。

#### （新倉委員）

付け加えさせていただくと、外国人労働者というのは、どうしても日本の保守的な部分、ジェンダー的には再生産労働に加わるための人材というふうに偏りがあります。県で生まれ育った子どもたちというのは、日本をルーツにした子どもと何らかわりなく、夢や希望に限界はないと思っています。ビジネスをやりたい子もいますし、実際接する優秀な高校生に何をやりたいのかを聞くと、「今、会計学を勉強しているので会社に勤めたい」と言っていました。ですので、外国にルーツのある方達に自分のやりたい学科で勉強できるようなサポートをするべきではないかと思っています。今、ロールモデルとして必要なのは、医療福祉分野だと思う。しかし、指針はもっと長い目で見るべきと思うので、もっと広い分野で夢を限らない高等教育が実現できればいいと思いました。

**(大橋会長)**

参考までに、UNHCRが聖心女子大学と協定を結んでいて1名、日本で10名位だと思いますが、ただで難民にルーツのある子を受け入れる制度を作っています。学校にとっては負担になります。ただ、外国にルーツのある県民を大学や高等教育機関で受け入れるということ、県がイニシアティブをとって少しずつ増やしていくことは可能だと思います。社会的な要請でもあることは理解していると思いますので、ロールモデルになるとか、奨学金がつくとかで大学も受け入れやすくなると思う。フェリス女子大学なんかは率先してやる可能性はあると思う。

もう少し長期的な話ですが、災害時の外国人支援についても大学生をネットワーク化したり、訓練したりして常に声をかければ、その家族にも伝わると思う。外国人組織だけでなく、色々なネットワークを作るということもあるだろう。日本語もかなりのレベルでしょうし、通訳とは違ったレベルでしょう。そういったネットワーク化というものもあると思う。

**(倉科委員)**

情報共有ということでお伝えすると、JICAでもシリア難民受け入れの話があり、県も県立の保健福祉大学での受け入れを検討されているとのこと。

**(大橋会長)**

色々試行することで、呼び水になったり、モデルになったりすれば制度が変わる可能性もあるので、先進的なレベルで考えていただくといいと思う。

**(倉科委員)**

この指針の施策は、県のリソースを使ってやるという書き方になっていると思うのですが、例えば多文化理解の推進や国際人材の育成などは、JICAが行っていることをうまく活用していただけると、より展開できるのではないのでしょうか。県ではない組織との連携をしながら、これらの施策を実施していくことを書き込めればいいと思いました。

**(事務局)**

その点については、「基本目標5」の「県民などの国際活動の支援、協働・連携の促進」の「施策の方向14 県民活動への支援や協働・連携」、具体的には31ページ「協働・連携による国際施策の推進」というところで、(独法)国際協力機構、(一財)自治体国際化協会、地域国際化協会((公財)かながわ国際交流財団など)などと連携して国際施策を推進します、と記載させていただいています。

**(倉科委員)**

あと、19ページに中小企業の海外展開というのがありますが、JICAでも中小企業海外展開支援事業を実施しています。県とも協力しているので、認識いただきたいと思います。

**(事務局)**

いれます。

**(山中副会長)**

15ページの「外国籍県民等の人権の尊重」の中に「ヘイトスピーチ」という言葉がありますが、今年の5月に言い方はいろいろありますが「ヘイトスピーチ対策法」が成立しました。これは理念法で罰則がない法律です。川崎の中原の平和公園前からのデモが市民の反対もあって阻止できました。ただ、法律ができる直前に神奈川県警は「デモはできる」との許可を出しました。この法律には罰則規定はありませんが、地域の実情に照らして各自治体が積極的に施策を実施しなさいという法律になっています。ですので、ヘイトスピーチという言葉が施策の中に入っていればいいということではなくて、書き方としては議会を通す、通さないということでは難しいかもしれませんが、時代の流れの中できちんと、国際社会の情勢も見てヘイトスピーチ法ができたといくことに対して、県が責任を持って、どのように差別されない人権が侵害されない

社会を神奈川の中で実現できるかというような書きぶりがあればいいかなと思いました。

**(清水部長)**

ご意見もとてもです。この部分については、事務局としても、実際所管している部署にもう少し具体的に書けないものかと調整しているところです。

**(山中副会長)**

折角、国で法律もできたところですし、自治体は国の先を行ってもいいと思っています。もう一頑張りお願いします。

**(事務局)**

部長の言うように、それぞれの施策に所管部署がありますので、頂くご意見で日々内容が行きつ、戻りつしています。文字にする場合表現できないことも間々あります。頂くご意見は必ず所管部署に伝えておりますし、今後の施策に活きると思うので、たくさんのご意見を伺いたいと思います。

**(金井委員)**

連合神奈川で政策制度要求を作成していて、人権センターで相談するのですが、話を聞くと、条例化してしまうと具体的にここまではダメという規制はできるが、逆にそこから先は認めざるを得ない部分も出てしまうこともあるということです。川崎市長と話をした時も川崎で条例化を検討したのだが、条例化することによる弊害もあるということでした。ヘイトスピーチ条例というのは分かりやすいのですが、「ここまではOK」ということも出てしまう可能性がある。我々も県のようにあまり細かくならず、丸く広げて表現しています。悩ましいところです。県警の許可も、正しく法に則ってやっていることには、ダメだとは言えない。もっとストレートに言えればいいとも思うが、難しいことも分かります。

**(大橋会長)**

そういうことを意識しながらどれがいいのかを考えていく。どちらにしても問題点はあるので、どちらの損失が大きいかを意識しながら、考えていかなければいけないことかと思えます。

**(山中副会長)**

31 ページの「基地対策の推進」のところですが、「災害時における米軍との相互応援など、基地との連携を推進します」とあり、これが実現すればいいなと思います。沖縄でもそうですが、米軍が事故を起こした場合、日本側から調査ができないことになっている。神奈川県は基地県ですので、全国知事会でも発言されていると思いますが、そういうことは文言として入れるのは難しいのでしょうか。昔、鶴見の施設で火事が起きた時に横浜市長の飛鳥田さんが調査のために施設に入れなかったか問題がありましたが、災害は自然災害だけではないと思います。相模原でも基地内で火事がありましたが、少しでも位置がズレていたら、住民に被害があったかもしれません。

**(事務局)**

副会長からご意見いただいたのは、「基地周辺住民の安全、福祉の確立と良好な生活環境の確保」の部分だと思います。この施策については基地対策課という所管課があります。県のスタンスとしては、まず基地が整理縮小されるように動くのが です。現実的にはすぐ実現する可能性は低いので、次に、今ある騒音の問題、基地内外での航空機の事故に対する安全安心を確保するための施策、例えば地位協定の見直しなどにも取り組んでいく。 の取組のなかでどこまでやれるかということになる。おっしゃっていただいた点（施設の火災）も含めて、そういったことに地元としてどうやって関わられるようにするかということは、引き続き取り組んでいかなければいけない。そうした中で、どこまで書けるかという問題になる。 のところは、実際に我々が困っている時には、援助してもらえるようにするという事で、協力関係は横須賀や座間確立できています。基地整理縮小、あるものなので少しでも安心に暮らせるように、折角いるのであれば、我々にメリットがあるように、ということで3つの柱で取組むのが県のスタンスです。ご指摘のよ

うに、引き続き米軍との関係を見つめなおすというのは、の中で展開していくことになると思います。

#### (山中副会長)

施策の展開「」のことで言えば、東日本大震災の時に被災地支援に向かった横須賀の空母が福島県沖で被爆したとあって、裁判になっています。アメリカの兵士がアメリカで東電を訴えていますから、連携も難しいのかなと思います。基地があることが前提だと、「連携」ということになるのかもしれませんが、県民の意識を反映させた施策になるといいと思います。

#### (山本委員)

私達の座間市も基地があります。災害時ということであれば、協定を結んだりして協力体制は取れていると思います。ただ、副会長の話のように事故となってくると、国と国との話になり、例えば戦闘機が飛びたつと、苦情が入ってきます。これは軍事的な機密情報だからということで、国へもそうですが、市へも情報が入ってこない。米軍に住んでいるコミュニティの部分と基地対策は分けて考えています。

#### (大橋会長)

そのへんは難しいところです。私の関わったことで言えば、一昨年の世界の災害の戦略フレームの中では、対象を人災も含むということでした。大きな事故があった時にどのように対応すべきだとなっているのですが、現実にはなかなかうまく対応できていないのが現状です。

#### (大橋会長)

「神奈川の現状と課題」の中で、10ページに「3 国際的な動き」という項目があります。内閣にも推進本部ができたので、これを課題の8番目にすることはできませんか。将来こういう動きが必要になったら県版SDGsを作成する、ということが号令される可能性がある。環境、経済、社会を一緒にやりなさいと言っているのがSDGsで、日本労働組合総連合会でも全面的な取組みをするということです。先進の神奈川が県版SDGsを作ったほうがいいと思っています。ただ、書き込むのが遅くなったので、少なくとも課題の中に入れておいて、将来的に必要な可能性を踏まえ、ロールモデル的な役割を果たせるように対応すると書いておけばいいと思います。「5つの基本目標と16の施策の方向」の中に入らないのは、調整がつかなかったから仕方ないとして、「」の「2 課題」に入っている、やってみようとなればいいと思います。可能であれば、いれられないか。タイトルは国際的な動きへの対応とか協調という項目で課題に加えられればいいかと思います。日本政府も心の底では面倒だと思っているかもしれませんが、協調主義が強まればやらざるを得ないと思う。風向き次第のところがあります。全庁的にまたがるようであれば難しいかもしれませんが。

#### (事務局)

この部分は国際課所管になると思います。指針全体の中で課題にあると、課題として認識しているなら目標や施策という形で後ろにも何か書いてあると思われる。おっしゃるとおり、今後やらざるを得ないということになると、「3 国際的な動き」という項目がこの位置にあるのは、すわりが悪いという県民意見もあります。書き方については、検討させていただきたい。

#### (大橋会長)

残された課題という位置づけでもいいかもしれませんが、いざとなれば、来年からでも始められるという根拠にできればいい。書いてないとやりづらくなってしまふ。雰囲気ではやらないということになるかもしれませんが。

#### (大橋会長)

それでは皆さんの意見を整理・確認させていただきますと、一つ目は県で生まれ育った外国にルーツのある学生を積極的に活かす、単に技術的な訓練という意味ではなく、色々な面で活躍していく場を作る、あるいは大学生としても育てていく場を作るということ。県独自の施策として考えられるのではないかと。二点

目は、JICAに限らず他のリソースとの協働で、もっと発展的な活動はできないか。書いてはあるのですが、中小企業などそれをもっと積極的に支援していく、ということ。それから三点目はヘイトスピーチについての書き振り、考え方で、中身を変えるということではなく、もう一步突っ込んだことができるのか。条例化の動きもあるが、問題の根を意識しておくことが必要だということの意見は一致しています。次に米軍基地の問題です。災害といったときに、基地は事故から災害につながる危険な物質などを持っていますので、爆発などすると大災害になります。そういうとき対応や調査権の問題がありますが、これは県の問題を越えているので直接には対応できないけれども、そういうことも意識してやることも大事だということでした。座間の例が出ましたが、難しさがあるということでした。最後にSDGsを何らかの形で、将来対応できるような形で書き方を工夫していただければ次につながる、ということでした。全体としては、うまくまとめられていると思います。これらの意見を踏まえて、調整は大変かとは思いますが、事務局には成案の策定や今後の施策に活かしていただきたいと思います。

それでは次に「多文化共生社会づくりマイスター」制度構想の議論に移ります。まずは、事務局からの資料の説明をお願いいたします。

### （事務局）

資料2をご覧ください。「1 構想の目的」について、神奈川県では昨年夏に起きた相模原の障害者施設の事件を踏まえ、障害者だけではなく外国にルーツを持つ県民も含め、多文化共生社会を作っていこうという「ともに生きる」ことが神奈川県のテーマでもあります。民間レベル、法人企業レベルでも色々な活動をしている方が実際にいます。それに加えて、国際協力とか多文化共生、多文化理解という活動に個人や企業が参画していただきたいというところ、我々も予算が潤沢にあるわけではない中で、どうやって動機付けをしていくか、あるいは頑張っている方にどう感謝を表すか、ということからこのような構想を持つに至りました。まだアイデアレベルなのですが、今回は皆さまからもっとこうしたらいいのではないかと、タイトルが分かりにくいとか色々なご意見をいただきたいと思います。「2 制度の概要」については、本県が主催している多文化共生イベントとして「あーすフェスタ」を例年5月に開催しています。これはイベント会社に委託して開催しているものではなく、ボランティアの企画委員の方達が自分達で企画を考え、当日の準備をして実施するイベントです。特に神奈川県の場合は華僑総会や韓国民団、朝鮮総連などの民族3団体にも深く係っていただいています。希少なイベントだと思っています。このイベントに十数年と関わっていただいている方もいます。その他、県で実施している、多文化共生、多文化理解の講座、多国籍県民会議もそうですが、色々な活動をしている方、また、NGOでも色々な活動をしている方がいらっしゃいます。そういった方々に表彰できる制度はないかなと考えています。たった数名を表彰するというだけではなく、一定のルールを作って、例えばポイント制によりいくつかの段階を設けたらどうかと考えました。あるいは、企業版マイスター制度として、青年海外協力隊を経験した方を積極的に雇用しているとか、自分の会社からそういうところに積極的に派遣しているとか、あるいは独自で多文化理解のイベントを実施していたりとかの法人や企業に対しても表彰できる制度があると良いと思っています。「3」の今我々が考えているアイデアとしては色々なイベントへの参加、講座への参加、会議への参加、NGO活動などこういったものにポイントを授与して一定程度のポイントが付いたら、例えば国際課長名で多文化共生マイスターに認定し、認定証を発行する。さらにポイントを重ねた方は、グランドマイスターとして知事から表彰する。選考の過程の中では、懇話会の委員の方も関わっていただくとか、懇話会の席で選考をお願いできたらいいなと考えています。企業版の方は、何にポイントを付けるかが難しいので、応募の期間を設けて、わが社こそという企業の自薦を選考して、毎年何社かの企業版マイスターを認定してはどうかと思っています。「4」はグランドマイスター、企業版マイスターについては知事が表彰し、あわせて記者発表やセレモニーをするということで、表彰された方にも多少でもメリットがあるといいのではと考えています。「5 マイスター認定の特典」ですが、表彰されるだけではなく、企業さんであれば認められたということを示すPRできるように、県で知名度を上げてあげるとか、またロゴを作って認証マークをお渡しする。また県の入札参加資格に加点をするような仕組みにする。これは、色々調整が必要になりますが、何らかその法人さんに特典があるような制度にしていきたいと思っています。「6 マイスターへの協力依頼」ですが、表彰された方達へ我々の方から他の企業さんにプレゼンをしてもらうようにするとか、個人の方であればイベントとか高校への出前講演とかをお願いすることで、更に輪が広がるといいなと思っています。うまくいけば、28年度中に制度を固め、29年度中に



は、第一回目の表彰ができるといいなと思っています。まだアイデアレベルですので、もっとこういうことがあるというようなご意見を含めご議論いただきたいと思います。宜しくお願いします。

#### （大橋会長）

大変面白いユニークなご提案をいただきましたので、事務局の説明を踏まえ議論に移りたいと思います。この制度の内容や今後の展開など委員の皆さまから広くご意見をいただきたいと思います。

#### （二見委員）

私は経済団体からの委員の一人ですが、こういった制度はあちこちで色々あります。最初の2～3年はいいのですが、そのうち自薦は出てなくなると思います。企業版のマイスターについては、どうかたちで運営できるのかなと感じます。最初の1年は新しいことですので候補が出てくるとは思いますが、どれくらいの期間、スパンで制度を考えているのかよくわかりません。また、企業も景気の波があり、それぞれ課題も持っています。国際化に係る多文化共生とか人権については地道にコツコツと研修などを受けさせてやってきているところで、マイスターというのはちょっとどうなのかなと疑問を持たざるを得ないです。10年前にマイスターになりましたとってそのままマイスターの活動がずっと続くかどうか、安定的に続くのかどうかわかりません。逆に個人のほうは、その年、一生懸命取り組んだ人を褒めて、裾野を広げていただければと思います。企業のほうは、もう少し慎重に制度設計をしていかないといけないように感じます。いかがなものでしょうか。

#### （モラレス委員）

1年間で何人くらい表彰されるのか。あまり多くの方が表彰されるのでは、価値が高いとは言えない。例えばレストランの星があります。ミシュランの。これは、もらったレストランがずっと星を掲げられるわけではない。もし活動がダメだったら星を取ってしまいます。それだったら、もし5年間星二つ持っていればその間努力していたことになります。活動を続けなければ維持できないことになっている。この制度だと誰でも持っていることになりかねない。やらないよりはいいと思いますが。

#### （新倉委員）

私は「これは面白い」と思いました。マイスターというと匠といった感じで、ものづくりとか産業の中の何かといったイメージを持ちました。新しいと思ったのは、CSRの考え方が入っていると思った。小さな企業だと景気の波でうまくいくときもあれば、慎重になるときもあるので、それは加味しつつも社会の大変な課題をとともに追っている企業を表彰することは素敵なことだと思いました。何年もということは期待せずに、そういうことにチャレンジしたということ表彰するのは素晴らしいことだと思いました。限界があるにしても、やるということはすごいこと。そこから、もしかしたら従業員の中からロールモデルができて、外国人の人も同じ職場でともに仲間として働けるということが見えてくる可能性があるのではないかと。長期に亘ってそれをすることを期待するのではなく、チャレンジしたことに表彰するという、中小企業のCSRをリスペクトするマイスター制度でいいのではないかと。個人を表彰しマイスターとなって学校に行ってもらえるのもいいアイデアだと思うのですが、新しさから言ったら企業の活動を表彰するというのが、これからの時代に合っている。社会運動の新しい形というのはCSRだそうです。企業の中に、社会的課題を解決するという事を入れていく。もし叶ったら素敵だと思います。現場は大変だと思います。

#### （山中副会長）

私は新倉委員のように肯定的ではないのですが、今企業の実態というのを伺ったのですが、この制度は企業には馴染みがあるのではと思いましたが、目的の2行目に「貢献した個人・企業を表彰し」とありますが、個人は一人ひとりが自らの意志で取り組んでいることで褒められる為にやっではないので、違和感があります。あーすフェスタは私も関わってきました。正副委員長、部長でポイントが違って来ようと思いますが、個人は県の多文化共生に係る企画に参加する場合はたまたま団体の中の役割分担で出て行って、出て行った人が委員長や副委員長になることもある。一方、出て行かなかった人がやる気がなかったわけではなく、別の所でその組織の活動を頑張っている。だから、個人を表彰するのはどうかということがあります。企業は

いいのではないかと感じていましたが、話を伺って、企業は企業で問題があるのかと思いました。賛否両論あるかと思いますが、私は個人に関しては評価、表彰するようなことではないと思っています。

#### （新倉委員）

団体には賛成です。個人には違和感があります。ボランティアとして自分はみんなと共に関わっていると、その団体のミッションに思いを馳せ、たまたまその代表として行っている。そのとおりだと思います。

#### （山中副会長）

ただ、この制度でたくさんの個人が積極的に参加するだろうなということも想像できます。

#### （二見委員）

中小企業の社長さんにも、苦しい中でも、貢献することだし企業としても大事なことでもあるので、一生懸命にやっている方がいます。反面、そういうことを気にしないでやっている方もいます。こういった事業がある程度広がったほうがいいのであれば、こういうやり方もあるのでしょうか、自薦で手を上げる方は中々いないと思います。客観的な推薦基準があるのであれば、やりやすいと思いますが、毎年やっているうちに推薦する対象がいなくなっていくのではないかと。

#### （山中副会長）

堺市でも国際協力のNGOを表彰したり、神奈川でも弁護士会が人権賞を授与したりしています。それでも個人を推薦するのは、難しいです。

#### （二見委員）

自薦はまず、おこがましいと思って中々出てこない。個人対象の技能者表彰でも自ら手を挙げるというよりは、誰から見ても客観的にそうだとすることで決めています。そういった推薦があっても辞退する方があります。私はまだまだといって辞退します。まず自薦は基本的に出ないし、そばで見ている自信を持って推薦できる方というのも中々無いと思う。最初はいっぱい出ても、3年も経つと払底してしまうと思います。どういう制度設計と運用をするか。モラレス委員がおっしゃったとおり、その年なり3年間に頑張った人を表彰し、短期間で完了する。また次、第2期としてやる。というのであれば、多少は推薦のしがいがある。

#### （モラレス委員）

一度もらって次の2年間推薦なかったら返します、という形や、4年間連続して推薦があったらパーマネントのマイスターやグランドマイスターになる、という形も考えられる。

#### （倉科委員）

どれくらいのレベル感と数を想定しているのかがわかりにくい。個人については、発意でやられている方が多いこともあるし、ちょっと違うのではないかなと思う。

#### （山内委員）

私もこれを読んで、企業版マイスターは面白いと思いました。二見委員の話を聞いて難しさもわかりましたが、企業の中で、例えば難民も受け入れをしてきている企業や、多文化共生を目指す企業の取組みの内容がどういうものが興味があります。表彰の前にそういった企業取材して、世に発信していくということができると面白いかなと思いました。個人は皆さん仰っているように、問題が多いかなと思いました。これから活動する人への動機付けと、これまで頑張ってきた方への感謝と労い、優れた人への表彰という3つの目的が混在しているところが難しいのかなと思いました。共通していえるのは、「認定」という行為が適切かどうかです。あーすフェスタで頑張ってくれた人に、「あなたを認定します」と認定証を出すというのは失礼になり、そういう場合は感謝状を出せばいいのかなと思いました。県民局のかながわボランティア推進基金21でボランティア活動の表彰を行っている中で、多文化についても自薦、他薦があって、賞金も出しています。NGOは、表彰に関心の無い方が多いですが、賞金付きの表彰だと「団体の活動のため」に応募される方は

多くいます。助成金でなく賞金だと活動に自由に使うことができるからです。ボラ基金21の表彰の活用も考えたらどうでしょうか。「6 マイスターへの協力依頼」で、今の制度のままだと評価の基準が無いので、講師にはつながらないような気がします。

#### （倉科委員）

講座に出ればポイントが貯まって、マイスターになれる制度ですが、その人が講演をするだけのレベルにあるかどうかは別だと思います。

#### （山中副会長）

余談ですが、このような要請があるかどうか、まわりの高校教師に聞いたのですが、昔はこういう話ができる総合的な学習の時間があって、NGOに国際協力の話をして欲しいと依頼があるような時代が小中学校、高校でもあったのですが、最近はそのような余裕のある時間が取りにくいこともあって、折角時間が取れるのであれば、国際分野よりも情報やITについての方が希望が多いから、果たして県立高校から要請があるかどうか疑問という話がありました。逆にこういう制度が高校に出向くチャンスになるのであれば、賛成です。そういうところにつながるように考えて欲しいなと感じました。

#### （山本委員）

県立図書館がやっている、高校生ボランティアだと、参加した団体がボランティア証明を出してそれが単位につながるというのが、確かあったと思います。個人では、もらいたいという人は少ないとは思いますが。個人版、企業版という形でそれぞれありますが、例えば、ある人が参加した場合、その人の勤め先にポイントをつけたりすると、休みやすくなったりだとか、その辺りの企業理解は増えるのかなと思います。所属している団体と勤めている会社にポイントがつくほうが、少し効果が顕れるのかなという気がします。

#### （新倉委員）

思い出したことがあるのですが、相談活動をしていて、この人の就職先どうしたらいいかなと思った時、どんな企業がどんなふうに入社しているのか、自治体によっては情報が公開されていたりします。ここに住む在日・滞日の外国人は就職で苦労している。エスニックレストランのバックヤードでお皿を洗っているエスニックコミュニティの中にいるだけではステップアップできなくて、日本の方と働くことでいろんなことを学べます。目配りの出来るそういうサイズの、本当に日本を体感できる企業が受けてくれたらどんなにかいいかなと思っています。そういう基準を満たしている企業があるというのを、相談員の立場から見ると、ここは採用してくれるかもと思えるかもしれない。そういう利点はあると思います。

#### （大橋会長）

これまでの議論をまとめてみますと、はっきりしたのは、目的と手段が混ざっていること。意図は誰も文句はないのですが、表彰制度とその能力を認定したものというのは本来別ですね。賞というのはあくまで賞である。大きな賞であればその後の活動にも影響するかもしれないが、こういうものをどう扱っていくのか。またファンクションを求めるのであれば、別の認定の仕方をしなければならない。それをうまく結合するというのはアイデアとしていいと思います。もうちょっといくつか整理をしないと、なかなかスッキリしたものになっていかない。意欲的に考えられるのはいいと思います。昨日見たときに、企業だけでなく法人も入れたらどうかと申し上げたのですが、逆に分けたほうがいいのかもしれない。NGOは取りやすいが、大学や宗教団体でもそういうことをよくやっているということもあるでしょうから、そういう表彰制度を考えるのであればいいかもしれないし、ポイント制ということであれば優良企業として見せていくということもあります。目的で分けて考えないと混乱することがあるかもしれません。といったご意見だったと思います。これらを参考にして進めていただければと思います。

次に二文字屋委員から説明事項がありますので、宜しくお願い致します。

#### （二文字屋委員）

地方の新聞なので、ご存知ないかと思い、出させていただきます。西日本新聞。福岡にあります。バス

が来て外国人労働者を運ぶというかつての日系人を思い出すのですが、これは留学生です。これはいったい何だろうかということに、気づいた記者が取材してみた、ということです。これまで、10回ほどの連載となっております。一番下に出稼ぎ留学生というサブタイトルがあります。コラムの中で、日本語学校に通う留学生達、それはベトナム、ネパールが中心だということです。業者が用意したバスで、全員が24時間稼働している宅配便の仕分けやコンビニ弁当や惣菜の製造工場でのアルバイトに向かうと説明があります。要するに日本の学校に留学したが、日本語を必要としない生活をしていることがあります。私達はコンビニや居酒屋で外国の留学生に出会うことがあります。彼らは気遣いもできるし、日本語のコミュニケーションもすごいわけです。ですから、一生懸命学費を稼いで、大学に行くのかなと思う訳です。しかし実はコンビニなどで売られているものは、留学生達の深夜労働になっているわけです。これを中央のメディアが捉えると社会問題として捉えるのですが、この西日本新聞は九州にあって、東京よりもアジアに近いのです。九州はアジアとの交流が歴史的にあって、東京よりもアジアに目が向いている。数時間で韓国にもいけますので。この記者は社会問題としてではなく、社会現象として捉えています。高齢化あるいは若者が都市部に出て行く中で、地元の企業が人手不足となり、そういう所を誰が支えているのかということ、留学生が支えているということのありがたさと同時にこういう社会でいいのかというジレンマですね。この記者はこのことを抱えずっと追っかけています。西日本新聞は当初公開しない考えでいたようですが、今はホームページに全部掲載されていますので、サイトをご覧ください。ネパールの問題を現地に行って取材しています。問題として取材しているわけではありません。そこを十分理解していただきたい。この記者は次にベトナムに行っております。そろそろベトナムの現地報告が出てくると思います。神奈川県でも日本語学校機関で倍増しているわけですね。その増加を構成しているのが、ベトナムとネパールだということで同じ構造になっています。ですから、日本の日本語学校での留学生が増えているのは、ベトナムとネパールだということです。資格外28時間労働枠外ということもありますが、地方にとっては大変な人材になっています。ありがたい、この留学生達が。都市部にいる我々には中々わからない。問題として捉えないでいただきたいな、という思いと同時にこういう社会でいいのかなとのジレンマがないと、多文化共生の中身が無いものになってしまうのではないかと思います。スローガンで終わってしまうのではないかと思います。是非西日本新聞の記事をご覧くださいと思います。11月8日に日本語教育推進議員連盟が立ち上がって、日本語教育推進に関する法的枠組みを作っていこうという関心が高まっています。外国籍住民の日本語教育の問題と同時に、留学生の日本語の問題があります。最近の大学での日本語のレベルの低さというのは、酷いようです。これでも入学できるんだと、そんな状況になっています。本当に日本語の問題を真剣に捉えていかないと、負の連鎖に落ちてしまうなど危惧しております。情報提供でした。

#### (大橋会長)

いい視点だと思います。私もネパールとか南アジアですから、彼らがなぜそうするのかということも一方で分かってしまう。また、彼らと一緒に生きていけることも模索しなければならない一方で、彼らの国が崩壊していくという問題もあります。畑をやっていく人がいなくなってしまうのです。こっちはこっちで夜作ってくれる人がいるということになっています。そういう問題をどう考えていくかということが大事なのだと思います。ありがとうございました。とてもいい視点、問題提起をしていただきました。

それでは、今回が最後なので、今期の懇話会を振り返って各委員に所感あるいは来期のテーマなど一言ずついただきたいのですが、一人3分、全体で30分程でお願いします。

#### (各委員所感発表)

以上で本日の議題を全て終了致しましたので、進行を事務局にお返しします。

#### (グローバル戦略担当部長)

1年間参加させていただきまして、それぞれ背景を持たれて色々な経験をされた皆さんの意見というのは、私にとっても非常に勉強になり、参考になりました。ありがとうございます。今日も目からウロコが落ちるような話がたくさんありました。その一つ一つが我々にとって財産になります。指針については、説明にもありましたが、議会を通しまして、3月に確定をしたいと思っていますので、宜しくお願いします。それか

ら、マイスターの話は、色々ご意見がありましたので、また練り直しまして次の懇話会で色々ご意見をいただければと思っています。今日は最後となりますが、今回限りで退任される委員の方には大変ありがとうございました。また、来年度引き続き委員を受けていただける方には、また宜しく願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

(終了)